令和４年度

富士宮市家具固定事業

≪募集案内≫



富士宮市家具固定事業連絡会

（事務局）富士宮市社会福祉協議会

〒418－0005　富士宮市宮原7番地の1

電話：0544－22－0054　FAX：0544－22－0753

地震災害から一人でも多くの市民の命を守ることを目的に、高齢者や体に障がいがある方などのために、家具の固定や移動のお手伝いをします。

ご自宅を訪問　し、大工さんが無料で家具を固定　します。

**家具固定事業とは？**

地震災害から一人でも多くの市民の命を守ることを目的に、家具の固定や移動のお手伝いをします。

**≪家具固定事業≫**

ご自宅を訪問し、大工さんが無料で家具を固定します。

【日時】　令和５年２月２６日(日)午前９時３０分～１２時

**※令和４年１１月２７日（日）作業実施前の下見をさせていただきます。（時間未定）**

【対象】　市内在住で、経済的な理由で家具固定を依頼することができない世帯で、
次のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の高齢者の世帯（一人暮らしを含む）

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて
いる障がい者の世帯

③その他、当連絡会が必要を認めた世帯

≪経済的な理由≫　収入要件は以下のとおりです。

1人世帯・・・おおむね年収160万円以下

2人世帯・・・おおむね年収210万円以下

3人世帯・・・おおむね年収250万円以下

【内容】　1世帯あたり3棹まで家具を固定します。（電化製品は固定できません）

【申込】　令和４年１０月２０日(木)までに、

別紙「富士宮市家具固定事業申込書」をご記入のうえ、

富士宮市社会福祉協議会へご提出ください。

【注意事項】

1. 家具の固定は、地震災害時の転倒予防を完全に保証するものではありません。したがって、固定した家具の転倒による被害の損害賠償の責任は負いません。
2. 借家またはアパートにお住いの方が申込する場合は、所有者または管理者の了承が必要です。また、公営住宅にお住いの方は管理する部署と協議してください。
3. 借家やアパートなどを退去する場合、家具等の取り外しは、自己責任で行っていただきます。
4. 本事業の利用は、1世帯につき1回限りとし、固定することのできる家具の数量は3棹までとします。
5. 不用品の引き取りはできません。
6. 申し込み多数の場合は、書類選考及び抽選とさせていただきます。ご了承ください。

抽選にもれた場合は、次年度の対象とさせていただきます。

　　「決定」の連絡は、１１月上旬頃になります。

⑦ 作業日および事前下見の日にちは、新型コロナウイルスの蔓延など状況により変更になる

こともあります。

**【お問い合わせ・申し込み先】**

**富士宮市社会福祉協議会　地域ささえあい係**

**電話：22－0054　FAX：22－0753**

**富士宮市家具固定事業申請書**

（様式第1号）

令和４年　　 月　 　日

富士宮市家具固定事業連絡会会長　様

（富士宮市社会福祉協議会事務局長）

【申請者】〔住　　所〕富士宮市

〔氏　　名〕

〔電話番号〕

家具固定事業を利用したいので下記の通り申請をします。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 同居人(申請者含) | 氏　名 | 続柄 | 年齢 | 障害手帳等の有無 | 年収 |
|  | 本人 |  |  | 万円 |
|  |  |  |  | 万円 |
|  |  |  |  | 万円 |
|  |  |  |  | 万円 |
| その他特記事項 |  |
| 所在地 | 富士宮市【　　　　　　区　　　　　　町内　　　　　　　班】 |

|  |  |
| --- | --- |
| 家屋の種類 | 持ち家・借家・アパート・公営住宅（　　　　　　　　　　） |
| 固定希望家具(3棹まで) | 場所： | 場所： | 場所： |
| どのような物 | どのような物 | どのような物 |
| 家具の移動希望の有無 | 有　・　無有　の場合　　　　　 　数：どのような物： |  |
| 家主等の承諾（持ち家・公営住宅以外の方) | 上記申請により、家屋内の家具転倒防止のため、金具等により家屋（柱・壁・床等）に固定することを承諾します。令和　　　　年　　　　月　　　　日【所有者】〔住所〕〔氏名〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 民生委員名 | **当日の立会　可　・　不可** |
| その他連絡先 | 氏名 |  | ＴＥＬ |  | 申請者との関係 |  |

|  |
| --- |
| **申込・問合せ先**　　社会福祉法人**富士宮市社会福祉協議会**　☎ **22－0054**　FAX 22－0753 |

＜注意事項＞

１　本申込みを中止するときは、速やかにその旨を届け出てください。

２　固定された家具等が、転倒するなどで被害が生じても、富士宮市家具固定事業連絡会はその損害責任を負いません。

３　借家・アパート・公営住宅の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行ってください。